資料 9-1 伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書(昭和51年3月31日締結。以下「協定書」)の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所(以下「発電所」という。)に係る異常(正常状態以外のすべての事態)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。
- 2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

1		くず、景久し、五衣门石は、いっともうとう。	
	公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係	四国電力㈱から報告される発電
		るすべての異常の発生と経過	所の設備のすべての異常の原因
			と対策
	公表内容	①お知らせ(様式第1号)	①お知らせ (様式第2号)
		②四国電力㈱からの通報連絡	②四国電力㈱からの報告
		③添付書類(異常の内容に応じて添付)	
		・発電所の配置図	
		・発電所の基本系統図	
		・専門用語等の解説	
		• 周辺環境放射線調査結果	

(公表方法)

- 第4条 公表方法は、次のとおりとする。
 - (1) 報道機関への発表又は資料提供
 - (2) 県ホームページへの掲載(発電所の配置図は除く。)
 - (3) 閲覧(県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター) (発電所の配置図は除く。)

(公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全 対策課が対応する。

附	則	この要領は、	平成13年4月1日から施行する。
附	則	この要領は、	平成15年4月1日から施行する。
附	則	この要領は、	平成16年9月9日から施行する。
附	則	この要領は、	平成22年10月1日から施行する。
附	則	この要領は、	平成23年6月16日から施行する。
附	則	この要領は、	平成24年9月19日から施行する。
附	則	この要領は、	平成29年7月7日から施行する。
附	則	この要領は、	平成29年10月30日から施行する。
附	則	この要領は、	平成30年5月23日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

			公 表	時 期
区分	内	容	報道機関	県ホームページ
				閲覧
А	(1) 協定書第11条第2項第1号	号から第10号まで	直ちに公表	直ちに掲載
	に掲げる事態が発生したとき			
	(2) その他次に掲げる社会的影			
	おそれがあると認められる事	手態が発生したと		
	<i>*</i>			
	ア発電所の周囲地域で震度			
	電所で20ガル以上の地震を			
	イ 労働災害等により救急車	[の出動を要請し		
	たとき	フル芸与の田舎		
	ウ 異常な音を発生したとき	メは蒸気の異常		
	な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異	巻に泥さいした		
	ー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	や市(こが雨んく・しん)		
	ーニーで。 (周辺環境に影響を与えな	いたのを除く		
	(3) その他特に重要と認められ	/ _ /		
	この この 医的に重要と 脳のりが たとき	の分子はか、元上し		
В	(1) 管理区域内における設備の	の異常が発生した	通報連絡後	通報連絡後
	とき	>) (48時間以内	48時間以內
	(2) 発電所の運転・管理に関す	る重要な計器の	に公表	に掲載
	機能低下、指示値の有意な	変化があったとき		
	(3) 原子炉施設保安規定に定め	る運転上の制限		
	が、一時的に満足されないと	:判断されたとき		
	(4) その他重要と認められる事	手態が発生したと		
	き			
С	A及びB以外の事項		毎月10日に	毎月10日に
			前月分を公	前月分を掲
			表(10日が鰯日	載(10日が勤務日
			以外の場合は、次の勤	以外の場合は、次の勤
			務日とする。)	務日とする。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、 公表時期を変更するものとする。

平成29年度伊方発電所の異常時通報連絡状況

資料9-2

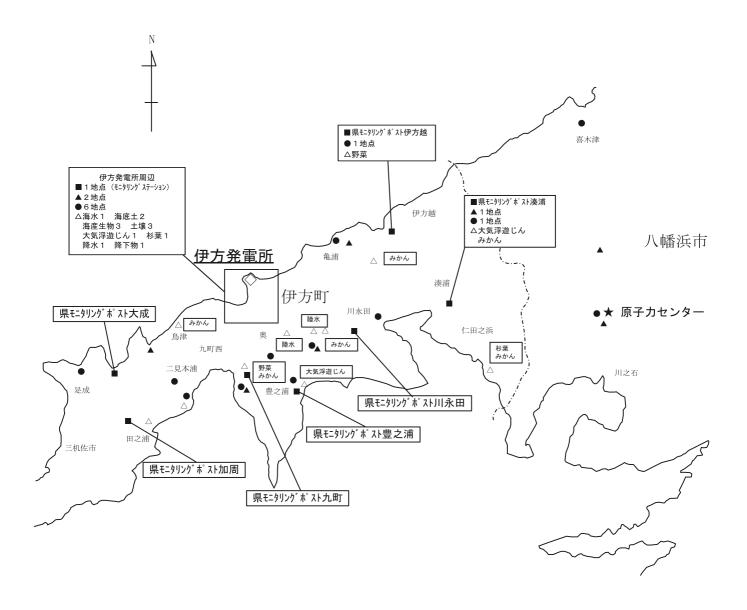
No.	発生 (通報) 年月日	 県公表 年月日	嵌			国の報告対金	県の公表区の		管理区域	乗の種
	29.2	29.6.12 海水電解装置の電解液注入配管からの水漏れ				※ 単	K O	т г	*	設備故障
2	29.5.15	1管貫通穴				澌	В	2		設備故障
3	29.5.19	29.6.12 作業員の負傷				澌	C		女	負傷等
4	29.7.3	29.8.10 補機温度監視装置表示装置の異常				澌	C	3	*	設備故障
2	29.7.5	29.7.5 非常用ディーゼル発電機空気冷却器清掃に係る運転上の制限の逸脱	の制限の逸脱			無	В	3	外	その他
9	29.7.24	29.8.10 作業員の体調不良				無	C	3	*	負傷等
2	29.8.2	29.9.11 作業員の負傷				澌	C	1	*	負傷等
8	29.8.10	29.8.10 火災感知設備ケーブルの損傷				無	В	3	K	設備故障
6	29.9.16	29.10.10 エタノールアミン含有排水生物処理装置曝気ブロアの異常	常			無	С	3	外	設備故障
10	29.9.17	29.10.10 放水ピット水モニタの指示上昇				無	С	3	外	自然変動
11	29.9.19	29.10.10 地震の観測				無	С	123	1	地震観測
12	29.10.5	29.10.5 蓄圧タンク3B出口逆止弁のベント弁からの漏えい				無	В	3	内	設備故障
13	29.10.6	29.10.6 29.11.10 放水ピット水モニタの指示上昇				無	С	3	外	自然変動
14	29.10.14	29.10.14 29.11.10 作業員の負傷				無	С	1	外	負傷等
15		29.10.20 29.11.10 作業員の負傷				無	С	3	外	負傷等
91	29.11.6	29.11.6 非常用ディーゼル発電機3Bの起動試験中における手動停止	停止			無	А	3	外	設備故障
21	29.11.17	29.12.11 300kVA電源車の起動試験時の不具合				無	С	3	外	設備故障
18		29.11.22 29.12.11 放水ピット水モニタの指示上昇				無	С	3	外	自然変動
19	29.12.4	30.1.10 所内変圧器の故障警報の発信				#	С	3	外	設備故障
20	30.2.19	30.3.12 地震の観測				無	С	123		地震観測
平月	平成29年度合計	A計 A :	1 B: 4	C: 15	計: 20					

(愛媛県実施分)
成29年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画
平成
9 - 3
学科

		刷 王 地 点		日気(な)中			阿里干%				T. C.	国のモニタリング指針。	
項目	地点数	地名	頻度	実施月	ガンマ 線放出 核 種	トリチウム (H-3)	ストロン チウム (Sr-90)	ョウ素 (181-131)	アルファ 線放出 核 種	龍	頻度	測定方法	備考
	1	九哥丁	1	庫続						モリリング・ケテーション (NaI(T0)シンチレーション検出器 加圧型電離箱検出器 (NaI(T0)シンチレーションス、クトロノー)	# #	Na1(T0)シンチレーション検出器 部盤体出男	
	19	伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2) 正野、八橋統市(2)、大朔(3)、 留予市(3) 伊予市(1)、 内字町(1)、 字和島市(1)	I	連続					/	モグリンア・ボスト (Aa1(T0)ンプセーション検出器 加圧型電離箱検出器 (Na1(T0)シンチレーションスペットロテク	264	也解相似山命 Ge半導体検出器	
'	10	亀浦、発電所周辺、九町(2)、川氷田 湊浦、二見、八幡浜市(2)、松山市(1)	4	4, 7, 10, 1						NaI (T0) シンチレーションスペ クトロメータ NaI (T0) シンチレーションサーペ イメータ	ı	ı	
線量率 (注1)	2	発電所周辺、九町(2)、川水田、湊浦、八幡浜市(1) 松山市(1)	4	5, 8, 11, 2						モニタリングカー ケ <i>いつ</i> りよ学体検出器 [NaI(T0)かわー3v検出器	I	I	
	Ξ	漆浦、九町、川永田、二見、八幡浜市(2)、大洲(2) 西予市(1)、字和島市(1)、松山市(1)	2	7~9,1~3						可 <u>糖</u> 型モニタリングポスト [Na1(T0)ツチレッ37検出器]	I	ı	
	28	伊方町(7)、八幡浜市(11)、大洲市(21) 西予市(15)、伊予市(1)、字和島市(3)	I	庫						(参考局) 通信機能付き電子線量計	I	I	Ī
	5	伊方町~八幡流市(1) 八幡浜市~四予市(1) 大灣市~西予市~字和島市(1)	2	6, 12						モニタリングカー 【NaI (T0) ンンチレーション検出器 】	I	ı	
		人幡浜市~大洲市~伊予市(1) 八幡浜市~大洲市~内子町(1)	2	9,3		/				一般車両による走行サーベイ (NaI(T0)ンンチレーションスペクトロメータ)	ı	1	
積算線量	45	伊方町(20)、八備統市(6)、大洲市(7)、西予市(7) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(2)、松山市(1)	4	四半期毎		/				蛍光ガラス線量計	回半期毎	蛍光ガラス線量計 熱ルミネセンス線量計 電子式積算線量計等	
降水量、気温 大気安定度等	1	九町	1	庫						モニタリングステーション			
風向、風速	13	伊方町(2)、八幡浜市(2)、大洲市(3)、西予市(3) 伊予市(1)、内子町(1)、字和島市(1)	I	連続	/					モニタリングステーション モニタリングポスト	原則として連続	1	
#	20	伊方町(9)、八幡浜市(2)、大洲市(3)、西予市(3) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	1	連続						モニタリングステーション モニタリングポスト			
大気浮遊じん	1	九周	I	庫	I	I	I	I	I	全アルファ放射能 (ZnS (Ag) シンチレーータュン検出器) 全ペータ放射能 (プラスタックンチレーション検出器)	1~3办月年	核種分析	
	5	九町、湊浦、豊之浦、二見、松山市(1)	4	4,7,10,1	20	ı		20	20				
陸水(河川水)	2	九町、川永田	4	4,7,10,1	∞	∞	2	2	2		四半期毎	11	飲料水等
攤	3	九町(3)	4	4,7,10,1	12	1	3	1	3		半年~1年毎	11	表層土
みかん		九町(2)、亀浦、川永田、 二見、大浜、八幡浜市(3) 、宇和島市(1)		11, 12	10	ı	I	ಣ	I				
野菜(黄粉)	3	九町、伊方越、湊浦	2	12, 1	9	1	1	9	I		収穫期		業業業
生しいたけ	- I	入驾币(I) 大坐击(I)		12	- 1	1 1	1 1	1				"	**
精 米 紫 米		西子市(I) 西子市(I)		10	- 1	1 1	1 1	1 1	1 1				掛
牛乳 (原乳)	1	西予市(1)	-	9	1	1	ı	1	1		必要に応じて		
魚類	1	大楽井(1)	ī	11	1	I	1	I	I		Ī	I	
参	2	九町越、大浜	4	5,8,11,2	8	1	1	4	1		指標生物 四半期~1年年	核種分析	カ 本 本 年
下物、降水	2	九町越、松山市(1)	12	毎月	24	24	4	1	2		毎 月	И	水盤法等
			4	5,7,9,11	4	4	4	1	4		半年毎	И	表層水
H H	7 1	半路边面连北界、半磐押人江九町越沖	4 4	4,7,10,2	x 4	1 1	× -	1 1	× -		#±I~±±	"	夜間
魚類		大選市(1)		12		1	1	1	1		種類し		
無谷権		平和島中(1) 九町越沖	4	4,7,10,2	1 4	1 1		1 1	I		品 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	"	ほんだわら等
曹		大张市(1)	_	12		1		1 -	1 -		/ 1年年/		
電楽類	-	飛機類 1 九町越冲 4 4,7,10,2 6 一 2 1 1	4	4,7,10,2	9	l	7	_	_		_		

資料9-4 環境放射線測定地点及び試料採取地点図 (狭域)

項目	愛媛県
モニタリングステーション及びポスト	
シンチレーション式線量計等	A
モニタリングポイント(積算線量)	•
環 境 試 料	Δ





資料9-5 環境放射線測定地点及び試料採取地点図(広域)

モニタリングステーション及びポスト	
シンチレーション式線量率計等	A
モニタリングポイント (積算線量)	•
環 境 試 料	Δ
通信機能付き電子線量計	0

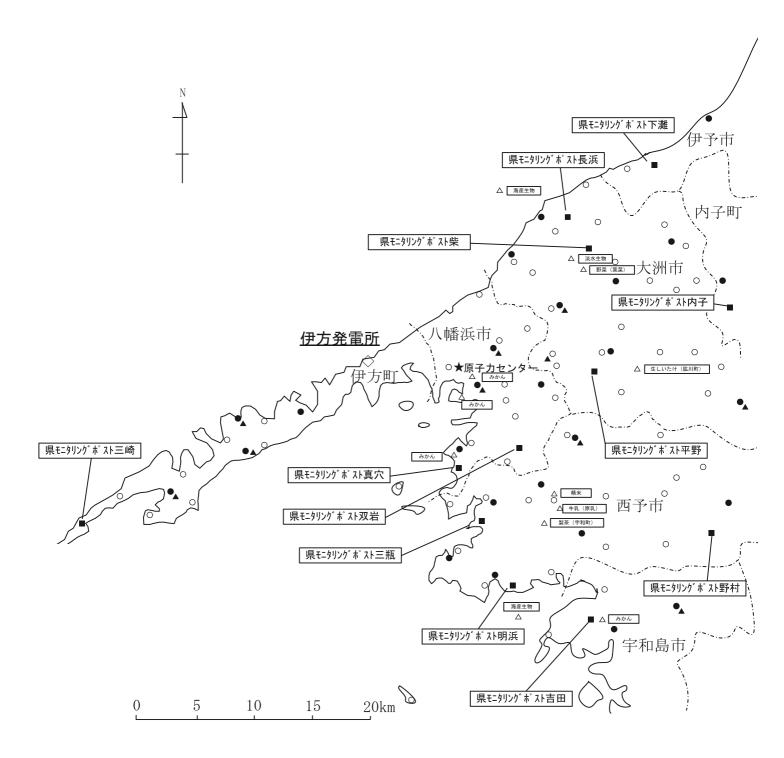


図5 調査地点図(空間放射線、広域)